

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	木村 順治
登録番号又は法人番号	89290928
所属する単位会	和歌山会
事務所所在地	和歌山県紀の川市（旧 那賀郡粉河町）猪垣2番地1号
処分年月日	令和2年7月3日
処分内容（種類）	6ヶ月間の会員の権利の停止 （令和2年7月17日から令和3年1月16日迄）
上記処分をした理由	平成22年頃より事務所を変更しているが、再三の指導にも関わらず、事務所所在地の変更手続を行わないため。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>和歌山県行政書士会会則 （会員の処分）</p> <p>第90条 本会は、会員が法律、命令、規則その他県知事の処分に違反したとき、若しくは行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は本会の会則に違反したときは、当該会員に対し必要な処分を行うことができる。</p> <p>2. 本会は前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問して、これを決定しなければならない。</p>